熊本県	熊本市	交通事業会計	176.0
熊本県	荒尾市	荒尾市病院事業会計	10.0
熊本県	山鹿市	山鹿市病院事業会計	7.3
鹿児島県	鹿児島市	交通事業特別会計	14.0
鹿児島県	鹿児島市	桜島観光施設特別会計	4.2
鹿児島県	屋久島町	屋久島町簡易水道事業特別会計	6.2
鹿児島県	屋久島町	屋久島町船舶事業特別会計	61.2
鹿児島県	瀬戸内町	瀬戸内町簡易水道事業特別会計	11.3
沖縄県	渡嘉敷村	航路事業特別会計	4.4
沖縄県	座間味村	航路事業特別会計	9.0
沖縄県	伊是名村	船舶運航事業特別会計	2.6

（注１）　資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

(3)　一部事務組合等

（単位：％）

都道府県名	一部事務組合等名	公営企業会計名	資金不足比率
青森県	公立金木病院組合	病院事業会計	81.2
青森県	一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	35.5
青森県	北部上北広域事務組合	病院事業会計	37.1
青森県	青森県新産業都市建設事業団	桔梗野工業用地造成事業	297.8
青森県	青森県新産業都市建設事業団	百石住宅用地造成事業	546.6
秋田県	北秋田市上小阿仁村病院組合	北秋田市上小阿仁村病院組合病院事業会計	12.4
福島県	相馬方部衛生組合	公立相馬総合病院事業会計	14.3
和歌山県	新宮周辺広域市町村圏事務組合	新宮広域圏公設地方卸売市場事業特別会計	4.8
熊本県	荒尾競馬組合	荒尾競馬組合事業会計	24.8

（注）　資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

○総務省告示第百十四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

別表第１中

地方職員共済組合			113.6/1000
公立学校共済組合	義務教育職員		136.9/1000
	その他の教職員		82.0/1000
警察共済組合			84.8/1000
東京都職員共済組合			89.9/1000
札幌市職員共済組合			40.3/1000
川崎市職員共済組合			43.2/1000
横浜市職員共済組合			48.0/1000
名古屋市職員共済組合			90.8/1000
京都市職員共済組合			98.5/1000
大阪市職員共済組合			91.0/1000
神戸市職員共済組合			78.4/1000
広島市職員共済組合			42.6/1000
北九州市職員共済組合			114.8/1000
福岡市職員共済組合			56.3/1000
市町村職員共済組合			54.4/1000
都市職員共済組合			

を

地方職員共済組合			87.4/1000
公立学校共済組合	義務教育職員		108.4/1000
	その他の教職員		64.0/1000
警察共済組合			68.3/1000
東京都職員共済組合			68.4/1000
札幌市職員共済組合			32.9/1000
川崎市職員共済組合			37.5/1000
横浜市職員共済組合			37.1/1000
名古屋市職員共済組合			80.3/1000
京都市職員共済組合			92.9/1000
大阪市職員共済組合			69.2/1000
神戸市職員共済組合			65.3/1000
広島市職員共済組合			34.8/1000
北九州市職員共済組合			82.2/1000
福岡市職員共済組合			44.6/1000
市町村職員共済組合			46.9/1000
都市職員共済組合			

に

改め、同表（備考）１中「16.88」を「15.75」に改める。

○総務省告示第百十五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十四条の二の規定に基づき、昭和五十八年自治省告示第五十九号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「千分の三十七・八」を「千分の三十・七」に改める。